

平成22年度 モニタリング結果報告書（平成21年度の実績のモニタリング）  
 「介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること」について

平成22年8月

老健局介護保険計画課(古川夏樹課長) [主担当]

老健局老人保健課(宇都宮啓課長) [小目標1 関連]

老健局振興課(川又 竹男課長) [小目標2 関連]

老健局高齢者支援課(水津重三課長) [小目標2 関連]

老健局認知症・虐待防止対策推進室(千葉登志雄室長) [小目標3 関連]

## 1. 政策体系上の位置づけ

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は、施策中目標にあたり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

### 【政策体系（図）】

基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること			
施策大目標分野	1	2	3
	障 老後の所得保 (年金)	高齢者雇用	険 づくり、介護保 健康・生きがい

施策中目標	
1	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること
2	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

### 【政策体系（文章）】

基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること

## 施策中目標２ 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

### （関連施策）

特になし

### （予算書との関係）

（項）高齢者日常生活支援等推進費：高齢者の介護予防・健康づくり等に必要な経費（一部）

（項）介護保険制度運営推進費：介護保険制度の適切な運営等に必要な経費（一部）

## 2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

### （施策小目標）

（施策小目標１）介護保険制度の適切な運営を図ること

（施策小目標２）必要な介護サービス量及び質を確保すること

（施策小目標３）認知症高齢者支援対策を推進すること

### （予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	98,184	89,377	104,773	108,398	101,487
(決算額)(百万円)	(79,479)	(65,412)	(76,896)		

※上記予算額及び決算額は、地域支援事業交付金の全体額により計算。実際はその内数となる。

### 3. モニタリング結果

関連する指標の動きや、あらかじめ設定した目標値の達成率等は以下のとおりでした。施策小目標ごとのモニタリング結果は、4. を参照下さい。

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変化率の地域差 （前年度に比べ、地域格差縮小／毎年度）	—	18.9%	20.4%	19.2%	集計中
達成率		—	—	-1.5p	1.2p	集計中
2	介護施設・地域介護拠点の利用者数（前年度以上／毎年度）	—	898千人	945千人	989千人	1,026千人
達成率		—	—	105.2%	104.7%	103.7%
3	介護サービス情報の公表事業所数（前年度以上／毎年度）	—	93,530	112,171	215,717	243,458
達成率		—	—	119.9%	192.3%	112.9%
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1は、要介護認定等に係る認定調査結果等報告による。（老健局老人保健課調べ）平成21年度の数値は現在集計中。平成22年9月頃公表予定。</li> <li>・指標2は、平成18年～21年度介護給付費実態調査月報（4月審査分）</li> <li>・指標3は、老健局振興課調べによるものであり、介護サービスを提供している事業所のうち、都道府県の指定情報公表センターのホームページにおいてサービス情報の公表を行っている事業所数である。</li> </ul>						

#### 4. モニタリング結果（施策小目標ごと）

施策小目標ごとのモニタリング結果は以下のとおりです。

##### （1）施策小目標1「介護保険制度の適切な運営を図ること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変化率の地域差（再掲） （前年度に比べ、地域格差を縮小／毎年度）	—	18.9%	20.4%	19.2%	集計中
達成率		—	—	-1.5p	1.2p	集計中
<b>【調査名・資料出所、備考等】</b> ・指標1は、要介護認定等に係る認定調査結果等報告による。（老健局老人保健課調べ）平成21年度の数値は現在集計中。平成22年9月頃公表予定。 ・達成率は、要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率の地域差の縮小率（地域差を縮小／毎年度）						

## (2) 施策小目標2「必要な介護サービス量及び質を確保すること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
2	介護施設・地域介護拠点の利用者数 ※施策中目標に係る指標2と同じ (前年度以上／毎年度)		898千人	945千人	989千人	1,026千人
達成率			—	105.2%	104.7%	103.7%
3	介護サービス情報の公表事業所数 ※施策中目標に係る指標3と同じ (前年度以上／毎年度)		93,530	112,171	215,717	243,458
達成率			—	119.9%	192.3%	112.9%
4	介護支援専門員に係る各種研修の修了者数 (前年度以上／毎年度)	524,422	596,728	673,486	716,468	集計中
達成率		120.6%	113.8%	112.9%	106.4%	集計中
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標2は、平成18年～21年度介護給付費実態調査月報（4月審査分）</li> <li>・指標3は、老健局振興課調べによるものであり、介護サービスを提供している事業所のうち、都道府県の指定情報公表センターのホームページにおいてサービス情報の公表を行っている事業所数である。</li> <li>・指標4は、老健局振興課調べによるが、平成21年度の数値は集計中である。</li> </ul>						

## 施策小目標3「認知症高齢者支援対策を推進すること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
5	認知症ケア人材育成等事業による認知症サポート医養成研修・かかりつけ医認知症対応力向上研修の各年度の修了者数（前年度以上／毎年度）	90人	7,245人	15,351人	22,917人	※22年度8月頃調査予定
達成率			8050.0%	211.9%	149.3%	
6	認知症サポーター数（100万人／平成21年度）	29,982人	168,418人	448,205人	928,065人	1,662,190人
達成率		3%	16.8%	44.8%	92.8%	166.2%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標5は、厚生労働省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室調べ（平成18年度より実施、21年度分は22年8月頃調査予定）</li> <li>・指標6は、厚生労働省「認知症を知り地域をつくる」キャンペーン 認知症サポーター100万人キャラバンより</li> </ul>						

## 5. 主な事務事業等の評価

---

モニタリング対象施策に関連する主な事務事業等については、事業単位で評価を行っています。評価を実施した事業は次のとおりであり、各事業の詳細な評価は別表等を参照下さい。

### 施策小目標1「介護保険制度の適切な運営を図ること」関係

---

別表1-1 「要介護認定適正化事業」（事業評価シート）

### 施策小目標2「必要な介護サービス量及び質を確保すること」関係

---

別表2-1 「介護支援専門員資質向上事業」（事業評価シート）

### 施策小目標3「認知症高齢者支援対策を推進すること」関係

---

別表2-1 「認知症対策等総合支援事業」（事業評価シート）

## 6. 参考

---

本評価書中で引用した閣議決定、審議会の指摘、総務省による行政評価・監視に基づく勧告、会計検査院による指摘等や各種のデータは以下のサイトで確認できます。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページです。

○介護給付費実態調査月報（大臣官房統計情報部調べ）各年度4月審査分

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/45-1.html>

○社団法人シルバーサービス振興会 介護サービス情報公表支援センターホームページ

<http://www.espa-shiencenter.org/>

○厚生労働省「認知症を知り地域をつくる」キャンペーン 認知症サポーター100万人キャラバ

ン <http://www.caravanmate.com/>

政策評価体系上の位置付、通し番号		IX-3-2(2)						
<b>事業評価シート</b>								
予算事業名	介護支援専門員資質向上事業	事業開始年度	平成18年度					
担当部局・課室名 作成責任者	老健局振興課 (課長：川又 竹男)							
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	予算補助							
関係する通知、計画等	介護支援専門員資質向上事業の実施について(平成18年6月15日老発0615001厚生労働省老健局長通知)							
予算体系	(項)介護保険制度運営推進費 (大事項)介護保険制度の適切な運営等に必要な経費 (目)介護保険事業費補助金							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施							
	<input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: )							
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金【直接・間接】(補助先: 都道府県 実施主体: 都道府県 )							
	<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	要介護者に適切なサービスを組み合わせ提供するケアマネジメントを担当する介護支援専門員(ケアマネジャー)について、その専門性の向上を図る。						
	対象 (誰/何を対象に)	介護支援専門員について、その養成段階や現任者を対象とした研修等を体系的に実施することにより、利用者本位、自立支援、公平中立性等の理念を徹底し、その専門性の向上を図る。						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容 都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施団体が、厚生労働大臣の定める基準に基づいた課程により下記の研修を行い、研修修了者に対し、研修証明書を交付する。 (国庫補助対象となる研修)</li> <li>・介護支援専門員実務従事者基礎研修</li> <li>・介護支援専門員専門研修(専門研修課程Ⅰ・専門研修課程Ⅱ)</li> <li>・主任介護支援専門員研修</li> </ul>						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	175 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数		
	人件費	百万円		担当正職員	千円		人	
	総計	175 百万円		臨時職員他	千円		人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	246	246					
	H19(決算上の不用額)	268						
	H20(決算額)	188	188					
	H20(決算上の不用額)	162						
	H21(予算(補正込))	350	350					
	H21(決算見込)	154	154					
	H22予算	175	175					
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	○介護支援専門員資質向上事業 (1) 庁費(会場借料等) 140百万円 (2) 諸謝金(講師謝金等) 180百万円 (3) 旅費(講師旅費等) 34百万円 354×0.5(補助率)≒175百万円 ※テキスト代や会場までの旅費等は受講者負担							
事業/制度の 必要性	介護支援専門員(ケアマネジャー)とは、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な介護保険サービス等を利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者等との連携調整を行い、要介護者等が自立した日常生活を営めるよう支援を行う者である。 看護師、社会福祉士などの保健・医療・福祉に関する法定資格に基づく業務に従事した期間が5年以上の者等が、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した後、実務研修を修了することによって資格を取得する。 平成18年度の介護保険制度改正において、介護支援専門員の資格について、更新のための研修を5年毎に受講することを義務化した。また、介護支援専門員に対する研修体系を大きく見直し、介護支援専門員が実務経験に応じた研修を受講する仕組みにしたところであり、介護支援専門員の資質の向上を図っている。							



政策評価体系上の位置付、通し番号		IX-3-2(2)				
<b>事業評価シート</b>						
予算事業名		介護支援専門員資質向上事業		事業開始年度	平成18年度	
担当部局・課室名 作成責任者		老健局振興課 (課長：川又 竹男)				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業						
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		介護支援専門員に対する各種研修について、国は、研修のカリキュラムを作成し、都道府県が行う研修に対して国庫補助を行い、研修の質の向上や負担の軽減に努めている。 また、都道府県が実施主体となっており、実施に当たっては研修を適切に実施できる民間の団体等を指定研修実施機関とすることができる。				
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		実施箇所数(都道府県)	箇所	43	42	40
	予算執行率		%	47.8	53.7	44.0
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】(達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		研修修了者数(前年度以上/毎年度) ※下段()は累積の人数	人	43,089 (63,140)	52,433 (115,573)	集計中
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		介護支援専門員研修の修了者数は年々増加しており、実績は着実に上がっている。本事業は、介護支援専門員の質の向上を引き続き図っていくため、研修の受講を促し、受講者の負担を減らす方策として継続していく必要がある。				
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	介護支援専門員の資質の向上をはかるための研修は継続的に行われていく必要があるが、事業に対する助成や補助のあり方は、昨年の行政刷新会議の事業仕分けにおける「都道府県によって、あるいは個人によって、受講料の負担に大きな差があることは不合理である」、「研修の時間を含めて、役に立つ、魅力ある研修を行うべき」という指摘を踏まえて、検討中である。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)						
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業 等)		○平成12年4月 介護保険法施行 ○平成18年4月 介護保険法一部改正(介護支援専門員の更新制の導入、主任介護支援専門員の創設等) ○平成20年度に、国庫補助対象の研修内容の整理により165百万円削減。 ○平成22年度に、行政刷新会議における事業仕分けの結果を踏まえ、半減。				

政策評価体系上の位置付、通し番号		区-3-2(3)						
<b>事業評価シート</b>								
予算事業名	認知症対策等総合支援事業	事業開始年度	平成18年度					
担当部局・課室名 作成責任者	厚生労働省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室 千葉 登志雄							
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)								
関係する通知、 計画等	老発第0530002号 平成18年5月30日 認知症対策等総合支援事業の実施について							
予算体系	(項) 介護保険制度運営推進費 (大事項) 介護保険制度の適切な運営等に必要経費 (目) 介護保険事業費補助金							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施							
	<input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等):							
	■補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体: )							
	<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )							
支出先が 独法、公 益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の活用計 画			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	我が国の高齢化に伴い、認知症高齢者は今後増加することが見込まれており、認知症高齢者に対するケアの充実が、今後の重要な課題であり、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通して地域単位での総合的かつ継続的な支援体制を確立するため。						
	対象 (誰/何を対象に)	都道府県、指定都市、中核市及び市区町村						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	認知症の方が住み慣れた地域での生活が継続できるよう介護、医療、地域支援、権利擁護、若年性認知症の各分野において以下の事業を実施 ○介護：介護の質の向上を図るための研修、研究、情報発信等の事業 ○医療：かかりつけ医を支援するサポート医・かかりつけ医に対する研修 ○地域支援：医師や介護従事者の交流促進、介護と医療のコーディネート、コールセンターによる相談支援、認知症の人と家族を支える地域の人材やサービス拠点の情報発信 ○権利擁護：認知症の方の権利を守ることを目的とした相談窓口の設置・研修の実施 ○若年性認知症施策：若年性認知症の方に対する支援						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	2,690 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職)	従事職員数		
	人件費	0 百万円		担当正職員	千円		人	
総計	2,690 百万円	臨時職員他		千円		人		
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	1,122						
	H19(決算上の不用額)	887						
	H20(決算額)	1,052						
	H20(決算上の不用額)	365						
	H21(予算(補正込))	2,845						
	H21(決算見込)	1,287						
H22予算	2,690							
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	(1) 認知症対策普及・相談・支援事業 299,475千円 ○負担割合：国1/2、都道府県、指定都市1/2 (2) 認知症ケア人材育成等事業 377,246千円 ア 認知症対応型サービス事業管理者等養成事業 ○負担割合：国1/2、都道府県、指定都市1/2 イ 認知症地域医療支援事業 ○負担割合：国1/2、都道府県、指定都市1/2 ウ 高齢者権利擁護等推進事業 ○負担割合：国1/2、都道府県1/2 エ 認知症ケア多職種共同研修・研究事業 ○負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 (3) 認知症地域ケア推進事業 1,308,242千円 ○負担割合：国10/10(定額) (4) 若年性認知症対策総合推進事業 189,655千円 ○負担割合：別紙8のとおり (5) 認知症ケア高度化推進事業 76,734千円 ○負担割合：国10/10 (6) 認知症介護研究・研修センター運営事業 438,745千円 ○負担割合：国10/10							

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅹ-3-2(3)				
<b>事業評価シート</b>						
予算事業名		認知症対策等総合支援事業		事業開始年度	平成18年度	
担当部局・課室名 作成責任者		厚生労働省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室 千葉 登志雄				
事業/制度の 必要性		現在要介護認定を受けている認知症高齢者の数は208万人であるが、10年後はおよそ4割増の289万人と大幅な増加が見込まれている。しかしながら地域において認知症の方を支える支援体制は未だ不十分であり、認知症施策はこれからの高齢者介護における大きな課題の一つである。その課題を解決するため、介護、医療、地域支援、権利擁護、若年性認知症施策の各分野における認知症への取組を推進し、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続することができるような仕組み作りを行うものである。				
他省庁、自治体、民間等 における類似事業						
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		事業内容により、国の補助率を1/2、2/3、10/10と分けて、事業を実施している。				
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		認知症ケア人材育成等事業による認知症サポート医養成研修・かかりつけ医認知症対応力向上研修の各年度の修了者数	人	15,351	22,917	※ 22年度 8月頃 調査予定
		認知症サポーター数	人	448,205	928,065	1,662,190
	予算執行率		%	55.8	74.2	45.2
アウト カム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】 (達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		認知症サポーター数達成率 (達成目標100万人に対するサポーター数)	%	44.8%	92.8%	166.2%
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分析。 適宜アウトプット指標に 言及)		認知症を正しく理解し認知症の方やその家族を支援する認知症サポーターの養成については当初の目標100万人を大きく上回るほどであった。しかしながら、一部の事業においては、自治体の実態に合っておらず事業の推進が図られていないものも見受けられることから、当該事業については実態把握と事業内容の検討が必要と考える。				
今後 の 方 向 性	見直しの方向性(より効率的・効果的な事業とする観点から) (担当部局案)	執行率の低い事業に対し、自治体からの意見聴取などを行い、実態に応じた事業の規模縮小や内容の見直しを行う。				
	平成23年度予算の方針 (担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業の例 など)						
特記事項 (事業/制度の沿革、これまでの予算の削減に向けた取組み、目標達成のための関連事業等)						

政策評価体系上の位置付、通し番号		IX-3-2(1)						
<b>事業評価シート</b>								
予算事業名		要介護認定適正化事業						
事業開始年度		平成19年度						
担当部局・課室名 作成責任者		老健局老人保健課（老人保健課課長 宇都宮 啓）						
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）		なし						
関係する通知、計画等		平成19年6月14日付け厚生労働省老健局長通知「要介護認定適正化事業の実施について」						
予算体系		(項)介護保険制度運営推進費 (大事項)介護保険制度の適切な運営等に必要経費 (目)要介護認定調査委託費						
実施方法		■直接実施						
		■業務委託等（委託先等：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）						
		□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）						
		□貸付（貸付先：） □その他（）						
支出先が 独法、公 益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	介護認定審査会における審査の実施方法を広く普及し、審査会の機能強化を図り、各自治体における要介護認定の適正化を推進することを目的とする。						
	対象 (誰/何を対象に)	各市町村等に設置してある介護認定審査会及び介護認定審査会事務局						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	各自治体からの要請に応じ介護認定審査会を訪問し、審査における基本的な考え方や判定手順などについて技術的助言を行い、その結果を取りまとめて全国の自治体に対して情報提供を行う。さらに、平成22年度は、これまで得られた知見等をもとに、要介護認定にかかる業務改善のための研修材料等を開発し、各自治体への普及を目的とした研修会を実施することとしている。						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	51 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数		
	人件費	124 百万円		担当正職員	120,000 千円	20	人	
総計	175 百万円	臨時職員他		4,344 千円	2	人		
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	132						
	H19(決算上の不用額)	60						
	H20(決算額)	140						
	H20(決算上の不用額)	35						
	H21(予算(補正込))	174						
	H21(決算見込)	172						
H22予算	171							
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	賃金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議開催費、賃料及び借料、消耗品費							

政策評価体系上の位置付、通し番号		IX-3-2(1)				
<b>事業評価シート</b>						
予算事業名	要介護認定適正化事業	事業開始年度	平成19年度			
担当部局・課室名 作成責任者	老健局老人保健課（老人保健課課長 宇都宮 啓）					
事業/制度の 必要性	介護保険制度における要介護認定は、個々の利用者の状態に応じたサービスの必要量を決定するために実施している。そのため、全国一律の基準に基づき、統一的な判定がなされることが必要である。本事業は、要介護認定において最終的な判定を行う機能を有する認定審査会に対する技術的助言を行うものであり、こうした取組により、全国一律の要介護認定を実現している。従って、引き続き、本事業を実施することにより、審査会の機能強化を図り、要介護認定の適正化を推進することが必要である。					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	把握していない。					
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	本事業は、各自治体の介護認定審査会に対して情報提供及び技術的助言を行う際に、当該自治体の都道府県の職員が同席し、その結果を管内の市町村等へ情報提供することとしている。					
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
	予算執行率					
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率の地域差の縮小率 (地域差を縮小／毎年度)	p (ポイント)	-1.5p	1.2p	集計中
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		本事業を開始した平成19年度の軽重度変更率の地域差が20.4%であったのに対し、翌年度の平成20年度には19.2%と、前年度より1.2ポイント小さくなっており、各自治体における要介護認定の状況に係る地域差が是正されており、要介護認定の適正化が推進されることで、介護保険制度の信頼性を高めつつ、その持続可能性を担保することが可能となる。 なお、平成21年度の数値は現在調査中であり、平成22年9月頃公表予定。				
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	各自治体における要介護認定の状況に係る地域差は是正しているものの、今後も引き続き本事業により要介護認定の適正化を図っていく必要がある。さらに、審査における基本的な考え方や判定手順などを広く普及させるために、本事業の実施によりこれまで得られた知見を元に、今年度は、研修材料等を開発することとしている。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		なし				
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		なし				

①施策目標番号	②責任課室 (課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成時期)	⑧最新値 (年度) 【達成率】										
基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること																	
IX-3-2	老健局介護保険計画課 (介護保険計画課長：古川夏樹)	IX-3 高齢者の健康づくり・生きがいを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること	IX-3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること		＜施策中目標に係る指標＞												
					1	要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率の地域差	前年度に比べ、地域格差を縮小/毎年度	19.2% (平成20年度) 【1.2p】									
					2	介護施設・地域介護拠点の利用者数	前年度以上/毎年度	1,026千人 (21年度) 【103.7%】									
			3	介護サービス情報の公表事業所数	前年度以上/毎年度	243,458事業所 (平成21年度) 【112.9%】											
			施策小目標1	介護保険制度の適切な運営を図ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護認定適正化事業</li> <li>介護保険制度の見直し</li> <li>介護給付費等費用適正化事業</li> <li>医療用機器等の特別償却</li> </ul>	＜施策小目標に係る指標＞											
						要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率の地域差(再掲)	前年度に比べ、地域格差を縮小/毎年度	19.2% (平成20年度) 【1.2p】									
			施策小目標2	必要な介護サービス量及び質を確保すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護基盤緊急整備等臨時特例交付金(平成21年度限り)</li> <li>介護サービス適正実施指導事業(平成21年度限り)</li> <li>介護サービス情報の公表制度支援事業</li> <li>介護支援専門員等に対する研修事業</li> <li>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金</li> <li>地域介護・福祉空間整備推進交付金</li> <li>福祉用具における安全性の確保に関する事業</li> <li>同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例(当該措置については、適用期限が無く、また、23年度税制改正要望において措置の見直し等を行う予定は無い。)</li> <li>優良賃貸住宅の割増償却(国土交通省取りまとめ)</li> <li>高齢者向け優良賃貸住宅に係る特例措置(国土交通省取りまとめ)</li> <li>特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例(国土交通省取りまとめ)</li> <li>バリアフリー改修が行われた既存住宅に係る特例措置(国土交通省取りまとめ)</li> </ul>	＜施策小目標に係る指標＞											
						介護施設・地域介護拠点の利用者数 ※施策中目標に係る指標2と同じ	前年度以上/毎年度	1,026千人 (21年度) 【103.7%】									
						介護サービス情報の公表事業所数 ※施策中目標に係る指標3と同じ	前年度以上/毎年度	243,458事業所 (平成21年度) 【112.9%】									
						介護支援専門員に係る各種研修の修了者数	前年度以上/毎年度	集計中 (平成21年度) 【-】									
施策小目標3	認知症高齢者支援対策を推進すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症対策等総合支援事業</li> </ul>	＜施策小目標に係る指標＞														
			認知症ケア人材育成等事業による認知症サポート医養成研修・かかりつけ医認知症対応力向上研修の各年度の修了者数	前年度以上/毎年度	21年度実績は8月調査予定 ※参考 22,046 (20年度) 【149.4%】												
			認知症サポーター数	前年度以上/平成20年度100万人/平成21年度	1,662,190 (21年度) 【166.2%】												
評価予定表						備考											
<table border="1"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>実績【重】</td> <td>モニ総合</td> <td>モニ</td> </tr> </table>						19	20	21	22	23	モニ	実績	実績【重】	モニ総合	モニ		
19	20	21	22	23													
モニ	実績	実績【重】	モニ総合	モニ													